

# 高齢者予防接種償還払いの流れ

※接種代金は一旦窓口で全額負担していただきます。助成額については以下のとおりです。  
接種料金が助成金額を超える場合、差額分は自己負担となりますのでご注意ください。

肺炎球菌：自己負担額4,000円、助成限度額4,500円まで  
インフルエンザ：自己負担額1,000円、助成限度額3,730円まで  
※生活保護受給者は、受給証明書を提出すれば全額無料となります。

接種する前

申請

健康増進課で「高齢者予防接種実施依頼書」交付のための申請をします。

実施依頼書を発行

健康増進課から「高齢者予防接種実施依頼書」と予診票、予防接種の説明書、高齢者予防接種費助成申請書を発行します。

※「高齢者予防接種実施依頼書」が届いてから、  
予防接種を受けて下さい。

予防接種

予防接種を受ける際に、医療機関に「高齢者予防接種実施依頼書」と、予診票を渡してください。接種代金は窓口で一旦全額お支払いください。接種後、医療機関から渡された予診票と領収書は大切に保管してください。

接種した後

助成申請

健康増進課で助成申請をします。（助成金には上限があります）  
★必要なもの：高齢者予防接種費助成申請書・予診票(市提出用)・領収書・申請者名義の通帳・生活保護受給者は受給証明書の提出が必要です。

※助成申請の期限は、接種後1年以内となります。

振込

振込が確定しましたら、決定通知書を郵送します。  
申請した金額が振り込まれますので、通帳を確認してください。

## 《接種期間》

肺炎球菌は令和5年3月31日まで  
インフルエンザは令和5年2月28日まで

お問い合わせ  
佐野市役所（3階）健康増進課  
TEL 0283-24-5770